

☆令和4年6月から
制度が一部変わります！

児童手当制度 のご案内

☆現況届が原則
提出不要となります！

1 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上小学校修了前	10,000 円（第3子以降は 15,000 円）
中学生	一律 10,000 円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律 5,000 円を支給します。（以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」といいます。）

3 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

例）6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

4 保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、町が児童手当等から徴収することが可能です。

※実際に徴収するかどうかは、各市町村によって異なります。



児童手当制度では、以下のルールを適用します！

- 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
- 父母が海外在住の場合、その父母が日本で児童を養育している方を指定すればその方（父母指定者）に支給します。
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- 児童が里親等に委託されていたり施設入所している場合は、原則としてその里親等や施設設置者に支給します。

1 はじめに行うこと「認定請求」

手続の方法は…

お子さんが生まれた時や、他の市区町村から転入した時は、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。

市区町村の認定を受ければ、原則として申請した翌月分の手当から支給します。申請はお早めをお願いします。

※請求者名義の金融機関の口座番号が分かるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

※認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。

申請は、出生や転入から15日以内に！！

○15日特例 児童手当等は、原則、申請した翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や転入日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請した月からの支給となります。

○お子さんが生まれたとき

○他の市区町村や海外から転入したとき

出生日の翌日から15日以内に、
現住所の市区町村に申請が必要です！

転入した日の翌日から15日以内に転入先の市区町村
に申請が必要です！

公務員の場合

勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- ・公務員になった場合
- ・退職等により公務員でなくなった場合
- ・公務員だが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

2 続けて手当を受ける場合

○現況届の提出が必要な方

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- etc...

※現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかを確認するためのものです。

※現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

児童の養育状況に変更がない場合、現況届の提出は不要です！



3 以下に該当するときは、お住いの市区町村に届出が必要です。(令和4年6月以降)

- 1 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- 2 受給者や配偶者、児童がほかの市区町村や海外への転出したとき
- 3 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になった時を含む）
- 4 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、又は児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- 5 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき



所得制限限度額・所得上限限度額について

従来と変わります！

児童を養育している方の所得が下記表の①所得制限限度額未満の場合、表面の支給額を、所得が①以上②所得上限限度額未満の場合、児童1人当たり月額一律5,000円（特例給付）を支給します。

なお、**令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が②以上の場合、児童手当等は支給されません。**

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となります。

扶養親族等の数（カッコ内は例）	① 所得制限限度額（万円）		② 所得上限限度額（万円）	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人（前年度に児童が生まれていない場合 等）	622	833.3	858	1071
1人（児童1人の場合 等）	660	875.6	896	1124
2人（児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等）	698	917.8	934	1162
3人（児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等）	736	960	972	1200
4人（児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 等）	774	1002	1010	1238
5人（児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合 等）	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者のみ)又は老人扶養親族の場合は44万円)を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算します。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損所得控除等を控除した後の所得額で確認します。

♪お問い合わせ先♪

羽幌町役場 福祉課子ども係 TEL 0164-68-7004